



国近整河計第 24 号
平成 15 年 7 月 30 日

大阪府 土木部長 あて

国土交通省近畿地方整備局

河川部 長



「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について(回答)

盛夏の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局におきましては、河川整備計画原案策定の作業を進めており、「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について、淀川水系流域委員会、住民、沿川自治体の皆様から多数のご意見をいただきました。貴機関におかれましても貴重なご意見ありがとうございました。

つきましては、ご意見・ご質問について別紙のとおり回答させていただきます。

担当:近畿地方整備局河川部
河川計画課長(久保田)
電話06-6942-1141(代表)

(第1稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	本文箇所	ご意見	回答
河川室	治水計画の内容	P. 16 8)猪名川	神崎川に流入する猪名川については、引渡し流量の確認を行い、下流河道に影響を与えないよう確認していただきたい。	神崎川の河川管理者である大阪府及び兵庫県が策定する河川整備計画と整合を図ります。
河川室	治水計画の内容	P. 16 9)淀川の支川 9)-1芥川	芥川直轄区間の上流部において、大阪府が河川整備計画を策定し、河川整備を実施する予定であります。したがって、直轄区間の河川整備においても、整備の推進をお願いしたい。	芥川橋梁の改築を継続実施します。なお、今後は高規格堤防を継続実施する他、既存堤防補強を実施します。
水緑課	治水計画の内容	P. 27 4. 6. 3 各ダムの整備の方針 (5)余野川ダム 5. 6. 2 各ダムの整備内容 (5)余野川ダム	<p>『ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す。』 『(なお、上記ダムの計画内容の見直しについてはできるだけ早期に完了し、河川整備計画原案に反映させる予定である。)』</p> <p>河川整備計画の具体的な内容は、現段階では提示されていない状況ではありますが、余野川ダムと関係のある大阪府(箕面都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」とする。)施行者)としての意見を申し上げます。</p> <p>猪名川総合開発事業における特定多目的ダム法に基づく基本計画についての同意に関しては、昭和58年9月、大阪府議会での認決を得たところ、水配分確定の見通しがないため、告示行為がされませんでした。</p> <p>その後、協議調整の結果、平成3年8月、近畿地方建設局、兵庫県、大阪府の間で水配分が合意された後に告示行為がされるなど、府として余野川ダムの整備に協力をしてきました。</p> <p>ダム事業としては、昭和52年度から事業調査を進めるとともに地元意向調査をしてこられましたが、その地元の意向は「ダム事業には反対であるが、周辺開発が同時になされる事を条件に賛成する」と言うものであり、余野川ダム周辺の宅地開発の実施が不可欠の状況でした。</p> <p>そのようななか、平成3年6月に建設省近畿地方建設局から大阪府に「猪名川総合開発事業余野川ダム及びダム周辺開発事業の促進について」の依頼があったため、当時まだ事業主体が決まっていなかったダム周辺開発について、府が宅地開発の事業主体となることを決断し、余野川ダム周辺の地元意向に対応するにあたり、ようやくダム建設についての地元合意がなされた経緯があります。</p> <p>その後も平成4年5月、余野川ダム事業への周辺地元住民からの要望に対応するため設立された猪名川総合開発(余野川ダム)協議会にも府は当初より参画しています。</p> <p>さらに、土地区画整理事業区域における絶滅危惧種の才効の営巣発見及び住宅需給動向や地価の下落等により、土地区画整理事業の見通しが困難な状況のなかにおいても、本府は、平成12年11月に猪名川総合開発工事事務所から提出された「水と緑の健康都市開発事業」と「余野川ダム建設事業」の一体的推進への要請」を受けて、土地区画整理事業の見直しに関し、余野川ダム事業との一体的整備に齟齬が生じないように配慮してきました。</p> <p>今回、河川整備計画の策定にあたり、以上のように長年にわたり協力、協調してきた本府としましては、整備内容やスケジュールにおいて、従来どおり余野川ダム事業と土地区画整理事業との一体的整備を大前提として事業推進を図ることを強く要望致します。</p> <p>なお、今後、仮に余野川ダム事業の計画に見直しが生じる場合は、河川管理者におかれましては、余野川ダム事業と土地区画整理事業が上記のように一体的整備を進めてきたと言う認識の上に立ち、周辺の地元や、本土地区画整理事業に支障を生じさせることのないよう適切に配慮していただくことをお願い申し上げます。</p>	<p>余野川ダム計画の見直した結果については、平成15年5月16日の第21回委員会に狭窄部上流の多田地区の浸水被害を軽減するために、一庫ダムの利水容量を振替るための貯留施設として余野川ダムが有効であること、また、下流部の浸水被害を軽減する効果があることを説明しました。ただし、利水については水需要の精査・確認がまだ終わっていないことや、環境等の諸調査について今後、調査・検討が必要なことから、これらの調査・検討を出来る限り早期に完了し、改めて流域委員会並びに、関係自治体、住民に説明し意見を頂きたいと考えています</p>
総合計画課	治水計画の内容	P. 13 3)堤防強化対策 ①高規格堤防化	<p>まちづくりと一体となった整備の調整が図られた箇所を実施するとあるが、点野、新町、江川、大庭、津之江、牧野北及び淀川下流左岸地区以外でも、調整が図られた箇所は実施するという理解でよいのか?</p> <p>また、調整が図られたという表現は、地方自治体が主体となって調整するという意味にもとらえられるため、河川管理者が積極的に調整を行っていくという意思が伝わるような表現にすべきと思わ</p>	<p>調整が図られた箇所は実施します。調整に当たっては淀川沿川整備協議会を通じてまちづくりと河川管理者が相互に協力して実施します。</p>

(第1稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	本文箇所	ご意見	回答
			れる。 淀川左岸区間とは具体的にどこか示すべきと思われる。	
公園課	利用	P. 24 4. 5. 2 5. 5. 2 河川敷	『本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。』 『河川利用委員会(仮称)を設置したうえ広く意見を聴き、個々の案件毎に判断』 については、個々の案件について議論するよりも、流域全体で整備計画を立てていくべき。 (意見内容) 淀川河川公園や石川河川公園は河川敷を公園的に利用すること前提に都計決定されており、地元説明会や審議会など、地元、利用者、学識経験者、自治体、国の意見を聽いた上で、総合的に合意を得て決定されたものである。現実的にも多数の人々が利用し、さらなる整備の要望も強く出されている。 大阪府域の淀川、大和川、石川は都市化された地域にあり、グランド等の良好な空間を求めることが非常に困難な地域である。河川敷にグランドがあることは満足すべき状態ではないかもしれないが、現状の府民の満足度を高めるためにには必要と考えられる。 グランド等のスポーツ施設の配置や河川敷の利用形態は総合的なまちづくりの中で議論すべきであり、河川整備の面からだけでは議論し縮小を基本とすることを結論として打ち出すべきではない。 また、利用について個々の案件ごとに判断するよりも流域全体で整備計画をたて維持管理していく方が地域住民の満足度を高め総合的なまちづくりを進める上で効果的ではないか。	高水敷造成と低水路拡幅による河川横断形状の分断、水陸移行帯や流水による擾乱域の減少、高水敷上のグランドや芝生公園の整備等が、河川の生態系に大きな影響を与えてきた事実を真摯に受け止めています。 この現状認識から、河川環境の修復ということが今回の河川整備計画の基本方針の一つとなっており、河川敷のグランドを縮小することを基本といたしました。したがいまして、総合的なまちづくり中で議論すべきものこそ縮小を基本として頂きたい。しかしながらグランドを整備してきたこれまでの経緯や現状における沿川自治体や住民からのグランド設置に対する強い要望を踏まえると一律に廃止、縮小を進めることにも問題があると考えます。これらのことから、学識経験者や自治体関係者等によって構成される河川保全利用委員会(仮称)を設置し、委員会から個別の案件ごとに地域の状況や住民の意見等を踏まえた意見を聞き、最終的に河川管理者が判断することといたしました。 申請者の考え方や意見も充分説明していただくこととしていますので、ご理解をお願いいたします。
総合計画課	利用	P. 24 4. 5. 2 5. 5. 2 河川敷	「グランド等のスポーツ施設のように本来河川敷以外で利用するものについては縮小していくことを基本とする」とあるが、平成13年10月に策定した大阪府国土利用計画(第三次)においては、「土地の持つ多面的な機能を評価し、公共でも民間でもない半公共的な、いわゆるセミパブリックな空間を広げ、活用していく」とし、河川については、河川に与える影響に十分配慮した土地利用を進めるとして、貴重なオープンスペースとして地域特性に応じ、水辺環境を活かした親水性の向上、自然環境の保全につとめるとしている。この考えに沿って、都市化の進んだ地域における貴重なオープンスペースである河川敷において、グランド等のスポーツ施設を縮小することを基本とするのではなく、河川の環境や現状の周辺の土地利用、施設の利用状況などを考慮して使用目的を検討していくことを基本的な方針とすべきではないか。	高水敷造成と低水路拡幅による河川横断形状の分断、水陸移行帯や流水による擾乱域の減少、高水敷上のグランドや芝生公園の整備等が、河川の生態系に大きな影響を与えてきた事実を真摯に受け止めています。 この現状認識から、河川環境の修復ということが今回の河川整備計画の基本方針の一つとなっており、河川敷のグランドを縮小することを基本といたしました。したがいまして、総合的なまちづくり中で議論すべきものこそ縮小を基本として頂きたい。しかしながらグランドを整備してきたこれまでの経緯や現状における沿川自治体や住民からのグランド設置に対する強い要望を踏まえると一律に廃止、縮小を進めることにも問題があると考えます。これらのことから、学識経験者や自治体関係者等によって構成される河川保全利用委員会(仮称)を設置し、委員会から個別の案件ごとに地域の状況や住民の意見等を踏まえた意見を聞き、最終的に河川管理者が判断することといたしました。 申請者の考え方や意見も充分説明していただくこととしていますので、ご理解をお願いいたします。
緑整備室	利用	P. 23 5. 5利用 5. 5. 1水面 1)水上オートバイの利用規制 2)船舶等の通行規制	水上オートバイの利用規制、船舶等の通行規制にあたっては、できる限り、水鳥の集団渡来地を避けるなど生態系への配慮をお願いしたい。	利用箇所については、当面暫定利用地区として一津屋地区でモニタリングを行っているが、その結果を踏まえて、水面利用協議会などにおいて早急に結論を出して参ります。
水道部			水上オートバイの利用箇所の設定につき、「将来的には」大堰下流への移設を検討するとされています。しかし、取水口の直前でベンゼンなどにより汚染されている状況は望ましくなく、またオートバイ同士の衝突によって油漏れなどの事故があれば取水に重大な影響を与えることにもなるので、将来の課題とするのではなく、速やかに利用箇所移設を実施してほしい。	利用箇所については、当面暫定利用地区として一津屋地区でモニタリングを行っているが、その結果を踏まえて、水面利用協議会などにおいて早急に結論を出して参ります。
総合計画課	環境	P. 10 4. 2. 7 景観	治水施設などの新設、改築にあたっては、周辺の景観の観点からのアセスメントを実施するとあるが、なぜ景観の観点からのみなのか。P1 の河川整備の基本的な考え方を読むと、動物や植物などの評価項目も必要と思われる。 景観の観点のみならば、景観が特に重要であるという説明が必要と思われるがどうか。 景観のアセスメントは高規格堤防も対象となるのか?堤内地に盛土を行う高規格堤防は通常の河川構造物とは異なるため、その評価方法も違ってくると思われる。対象となるならば、具体的にはどういった評価を行うのかを整理する必要があると思われる。(例えば、歴史的建造物や古い町並みが保存されている地区では、高規格堤防の実施そのものが問われるかもしれないし、不連続に整備	アセスメントの表現は法律に基づく環境影響評価と翻訳されやすいため、「周辺の環境との調和に関して検討する」との表現に改めました。

(第1稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	本文箇所	ご意見	回答
			<p>(点で整備)される高規格堤防の地区などは、その地区だけを見ると良好な景観が出来るかもしれないが、隣接地や沿川全体の景観としては良好かどうか疑問。どういう手続きでアセスメントを実施し、誰がどのように評価するのかについても示すべきではないか。</p>	
建築指導室	環境	P. 10 4. 2. 7 景観	<p>大阪府では、景観条例に基づき、淀川及びその沿川を景観形成地域として指定するため、関係市町長の意見聴取等の手続き中である。</p> <p>地域の指定にあたっては、別添案の景観形成方針及び景観指導基準を定め、公共施設等及び公益施設の景観形成の方針についても定める予定である。</p> <p>「河川整備計画策定における説明資料」によれば、景観を含めた河川環境の整備の方向性は、上記の景観形成方針等の内容と齻齻はないと思われる。</p> <p>「景観」の項目中、「河川整備の方針」では、施設の設置の場合の景観に対する配慮(アセスメントの実施)が記述されているが、「自然景観の保全・再生」といった景観形成の目標を示しておく必要があると考える。</p> <p>《修正案》</p> <p>4. 2. 7景観</p> <p><u>自然のうるおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える、美しいまちなみや山なみが織りなす雄大な景観を守り、育てる。</u></p> <p><u>治水施設などの新築及び改築にあたっては、周辺の景観の観点からのアセスメントを実施し、河川の自然景観の保全に配慮する。</u></p> <p>また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備等の許認可に際しては、その事業者に対して景観の観点からのアセスメントの実施を指導し、自然景観との調和への配慮を求める。</p> <p>また、ダム貯水池法面の裸地の緑化対策に取り組む。</p> <p>また、本整備計画と、景観条例に基づく景観形成方針等を連携させて府民への周知や情報提供等を行うことにより、淀川に対する关心をより一層高められると考える。</p>	<p>アセスメントの表現は法律に基づく環境影響評価と誤解されやすいため、「周辺の環境との調和に関して検討する」との表現に改めました。</p> <p>第2稿では以下のように記載しています。</p> <p>新設・改築する施設などについては、周辺環境との調和に関して検討すると共に大阪府の「淀川沿川構造物に対する景観保全条例」などを踏まえて、河川管理者以外が実施する橋梁整備など許認可に際しては、河川景観の観点から助言を行う。</p>
総整備室	環境	P. 8~9 2. 1. 6 4. 2. 6 5. 2. 6 生態系	生態系に関する記述が魚類中心であり、他の生物についてはほとんど触れられていない。鳥類をはじめ、野生動植物の生息環境への配慮等についても記述されたい。	魚類以外の生物も対象としています。
水産課	環境	P. 5 5. 2. 1 河川形状 (3)継続方向の河川形状の修復	井堰、落差工などの整備に当たっては、水産資源保護法の目的である水生生物の保護・培養を図り、その効果を将来にわたって持続できるよう、河川を遡上・降下するアユ等の魚類の生態に配慮した魚道整備を行うほか、河川護岸や底の形状についても、その河川の生態系に配慮したものとなるよう調査・検討を実施されたい。	河川法の目的の一つである「河川環境の保全と整備」の趣旨に基づき調査検討を実施します。
農林総務課	環境	P. 9 5. 2. 6 生態系 (3)外来種対策の推進 2)外来種のリリース禁止などの自治体の条例制定に向けた調整・協議	現在、外来魚問題への対応については府漁業調整規則により、アラクバ等の移植を禁止し、その周知啓発を図っているところである。「リリース禁止」措置については、府民からの意見においても賛否両論があり、現時点では条例制定の検討は行っていないが、今後、外来種の生息拡大防止並びに効率的な駆除など、外来種の規制のあり方について関係機関と検討を進めていく必要がある。	外来種対策については、第2稿5. 2. 6に「外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民団体などと連携しながら外来種対策を実施する。」と記載しています。

(第1稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	本文箇所	ご意見	回答
総合計画課	その他	P. 13 ②土地利用誘導	破堤による被害の回避・軽減のために土地利用の規制・誘導を含めた都市計画での対応とあるが、具体的にはどのような対応を都市計画で行うのかを記述すべき。	破堤による壊滅的な被害を回避・軽減するため、まず情報伝達や避難体制の整備が必要です。同時に現状の堤防の強化を緊急的に実施するべきと考えています。しかしいつ想定以上の洪水(超過洪水)が発生するかもわからず、洪水を川の中に押し込むことにだけ頼る対策には限界があります。どのような洪水に対しても壊滅的な被害を回避・軽減するためには抜本的な洪水対策として、洪水氾濫を前提とした浸水を織り込んだ土地利用や地域整備に変えていくことが必要となります。土地利用の誘導と相まつた民有地等の自然地の保全や市街化調整区域の保持を行い、流域内での貯留や保水も進めていかなければなりません。 このような流域における対策を進めるためには、自治体や住民の理解と協力が不可欠です。今後、沿川自治体と連携して「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、具体的な協議をしてまいりたいと考えています。
水産課	その他	P. 3 5. 1. 2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携	上から8行目の「…を試行的に活用」の後に以下を追記する。 「水生生物や水辺環境などの保全に向けたボランティアNPO組織等の育成や活動拠点づくりへの支援と環境体験学習の場の整備」	水生生物や水辺環境などの保全に関わることに限定されたものではなく、今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民及び住民団体など地域に密着した組織との連携を積極的に行っていきます。尚、河川に係わる人材の育成の支援や、地域住民と連携して環境教育を推進します。 活動の拠点については、既存の施設の有効活用を試行的に行うことから始めていきたいと考えております。
河川室	その他	P. 7 P. 18 P. 18 P. 20 P. 20 P. 22 P. 24 協議会・検討会	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立 淀川大堰閘門検討委員会・淀川舟運研究会での継続検討 淀川洪水・地震等危機管理検討委員会の活用 排水機場運用関係機関から成る協議会の設立 水難事故防止協議会(仮称)の設置 治水対策会議を平常時からの水利用についての具体的方策が協議できる組織への改正 河川利用委員会(仮称)の設立 等、今後に具体的な整備内容を委員会、協議会で検討となる事柄が多い為、関係自治体の参画と効率的な運営をお願いしたい。	具体的な整備内容の検討にあたっては、関係各方面のご意見を聞きながら進めていきたいと考えております。
河川室	字句修正	P. 14 ②浸水被害の軽減	阪神電鉄西大阪線橋梁については、現在既に設計が進捗している状況であり、「実施時期を検討」ではなく「実施」として欲しい。	今回の整備計画では破堤による被害回避を目標として、最優先で取り組む施策の中のハード対策として堤防強化対策を実施します。現在、緊急的に対応する区間との兼ね合いにより実施時期が異なることから、「実施時期を検討」としています。
都整推進課	字句修正	P. 13 ①破堤による被害の回避・軽減	「まちづくりとの調整済みである大庭、津之江、牧野北地区を実施」は、津之江地区について、まちづくりと高規格堤防が、現在調整中であることから、実情にあわせて調整済みである→調整中であると修正されたい。 ※市民に誤解と混乱を与えないように配慮されたい。	ご意見の通り修正しました。
教育委員会	字句修正	P. 8 4. 2. 6生態系	「固有種・在来種・希少種の保護のために、…」 →「天然記念物・固有種・在来種・希少種の保護のために…」	全ての動植物が重要であることから、それらは修飾語であり、特別扱いしないこととし、削除しました。
		P. 8 5. 2. 6生態系	「(2) 固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生…」 →「(2) 天然記念物・固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生…」	
			「⑦オオサシヨウオの生息環境の保全」 →「⑦特別天然記念物オオサシヨウオの生息環境の保全」 以上のように語句の追加をお願いしたいと思います。	